

## 逗子市空家等管理活用支援法人指定に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、逗子市が行う空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律(令和5年法律第50号)により改正された空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)(以下「法」という。)第23条第1項に基づく空家等管理活用支援法人(以下「支援法人」という。)の指定に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の基準等)

第2条 支援法人の活用に関する本市の方針が定められるまでの間、市長は指定を行わないこととする。

(委任)

第3条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年12月13日から施行する。